

佐賀県庁旧館等清掃業務委託 入札説明書

別添資料

- 1 佐賀県庁旧館等清掃業務委託仕様書（別添資料 1）
- 2 佐賀県庁旧館等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領
（別添資料 2－1）
- 3 佐賀県庁旧館等清掃業務委託に係る提出書類（別添資料 2－2）
 - ・別紙 1 入札参加資格確認申請書
 - ・別紙 2 入札書
 - ・別紙 3 委任状
 - ・別紙 4 誓約書
 - ・別紙 5 質問書
 - ・様式 1 配置予定従業員名簿
 - ・様式 2 清掃年間計画表
 - ・様式 3 配置予定の清掃機械器具一覧、使用予定の薬剤一覧
 - ・様式 4 研修実績報告書
 - ・様式 5 事業者の優位性に関する提案書
 - ・様式 6 契約実績届および誓約書
 - ・様式 7 契約実績届および誓約書（発注元評価用）
- 4 落札者決定基準（別添資料 3－1）
- 5 落札者評価基準（別添資料 3－2）
- 6 品質評価に係る提出書類（別添資料 3－3）
- 7 契約書（案）（別添資料 4）

入 札 説 明 書

佐賀県が委託する業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、6の部署に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として疑義を申し立てることはできない。

なお、この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

1 公告日

令和8年6月30日（火）（佐賀県公報及び佐賀県庁ホームページに掲載）

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県庁旧館等清掃業務委託
- (2) 委託期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
- (3) 委託場所 佐賀県佐賀市城内一丁目他

3 一連の委託契約に関する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県庁新館等清掃業務
- (2) 入札公告日 令和8年6月30日（火）

4 入札参加資格

- (1) 「庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程」（平成2年佐賀県告示第444号）により令和6年度から令和8年度までの清掃業務に係る入札参加資格を有する者であること。

入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、6の部署へ提出すること。

ア 申請書の入手先

佐賀県総務部資産活用課 庁舎管理担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館2階

電話 0952-25-7017

また、佐賀県庁のホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp>）からも入手できる。

イ 資格審査の申請受付期限

令和8年7月23日（木）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2第1項第1号に基づく建築物清掃業又は同項第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。ただし、中小企業庁が証明する官公需適格組合（以下「組合」という。）が入札参加申込みを行う場合にあっては、当該組合員が上記登録を受けていること。

なお、当該組合員が入札に参加した場合において、自己又は自社の役員等又は使用人が組合の役員であるときは、組合は当該入札に参加することができない。

- (3) 当該業務に作業員を5名（うち3名以上は、3年以上の実務の経験を有し、かつ、清掃業務

従事者研修を1年以内に受講した者とする。)以上配置し得る者であること。

(4) 法第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する上記(3)以外の者を当該業務の定期清掃及び特別清掃実施時並びに必要な場合に配置し得る者であること。

(5) 適正な清掃器具(床みがき機、真空掃除機、自動洗浄機、じゅうたん自動洗浄機及びタッカー)及び薬剤を保有し、当該業務に配置し得る者であること。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 委託業務の仕様書等

別添「佐賀県庁旧館等清掃業務仕様書(令和8年度版)」のとおり

6 当該調達契約に関する事務を担当とする部署の名称

佐賀県総務部資産活用課 庁舎管理担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館2階

電 話 0952-25-7017

メー ル shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp

7 入札説明会の日時及び場所

令和8年7月7日(火)午後2時30分

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館4階 正庁

8 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙1)に次の(1)から(10)までの書類を添付し、令和8年7月23日(木)午後5時までに6の部署に提出しなければならない。

また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 法第12条の2第1項第1号又は同項第8号に基づく登録証明書の写し(組合が入札参加申込みを行う場合にあっては、その組合員が有する登録証明書の写し)

(2) 氏名、作業員区分(作業責任者、現場責任者、作業員の別)、経験年数、清掃従事者研修修了年月日、清掃に関する資格等を記載した当該業務に配置予定の従業員名簿(様式1)及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書その他の雇用されていることが証明できる書類の写し

- (3) 作業責任者に係る法第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- (4) 作業従事者への直近の研修実施状況が確認できる書類（研修実施者、日時、場所、講師、研修科目及び参加者名簿）
- (5) 清掃年間計画表（様式2）
- (6) 緊急時連絡体制表（任意様式）
- (7) 作業員の年間研修計画表（任意様式）
- (8) 配置する清掃機械器具、使用薬剤等が確認できる書類（名称及び数量）（様式3）
- (9) 誓約書（別紙4）

9 入札参加資格の確認

8で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札への参加を認める。特に8(2)に関する審査として一人一人について確認をし、要件を具備していない者が判明した場合は、配置し得る作業員に算入しない。その結果、配置し得る作業員が5名に満たないこととなった場合は、失格となるので注意すること。なお、入札参加資格の確認結果は、令和8年7月29日（水）までに通知する。

10 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 使用通貨 日本国通貨

11 入札説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続きに関する質問については、質問書（別紙5）により行うこと。

- (1) 提出期限 令和8年6月30日（火）から令和8年7月16日（木）まで
- (2) 提出方法 6の部署にメールで提出すること。
- (3) 回 答 令和8年7月24日（金）までに、質問者及び入札説明会参加者、競争入札参加資格確認申請書を提出した者すべてに、電子メールで送付する。

12 契約実績届等の提出

この入札に参加を希望する者は、佐賀県庁旧館等清掃業務委託に係る提出書類の「発注元評価」項目に掲げる書類を持参し、又は郵送（簡易書留に限る。）すること。なお、提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

- (1) 提出場所 6の部署
- (2) 提出期限 令和8年7月23日（木）午後5時必着
- (3) 提出書類
 - ア 契約実績届および誓約書（発注元評価用）（様式7）
 - イ 契約書の写し

13 入札書等の提出場所、提出方法、提出期限及び注意事項

入札に参加する者は、入札書（別紙2）および提出書類一覧に掲げる「提出書類」を持参し、又は郵送（簡易書留に限る。）すること。なお、提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

- (1) 提出場所 6の部署
- (2) 提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時必着

- (3) 代理人が入札する場合は、委任状（別紙 3）により入札参加者の氏名又は名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人が署名（自署）（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。
- (4) 入札書（別紙 2）は、持参する場合は封筒に入れ厳封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8 月 12 日開封〈佐賀県庁旧館等清掃業務委託〉の入札書在中」と朱書きし、郵送の場合は二重封筒とし、入札書及び入札価格の根拠となる積算内訳を中封筒に入れ厳封の上、当該中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「8 月 12 日開封〈佐賀県庁旧館等清掃業務委託〉の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 入札参加者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (8) 入札金額は、人件費、掃除道具・洗剤等の材料費、トイレトペーパー代等清掃業務委託に要する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。
- (9) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

14 開札の日時及び場所

令和 8 年 8 月 12 日（水）午前 10 時 30 分

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 4 階 特別会議室

15 予定価格の範囲内の者がいない場合の処置

開札をした場合において、予定価格の範囲内の者がいないときは別に定める日時に再度入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、その全ての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除する。ただし、低入札価格調査制度による調査により落札決定した者については、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を、佐賀県が指定する期日までに納付すること。

17 入札の無効

次に掲げる入札は、無効入札とする。

なお、15 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が 2 以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の署名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

18 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

19 低入札価格調査制度について

- (1) この調達契約は、低入札価格調査制度を適用する。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、調査を行い、落札者を決定する。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力をする事。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
- (6) すべての入札者は、事前に入札価格の根拠となる積算内訳を作成し、当該入札の場所に持参すること。

20 総合評価の方法

(1) 提出書類等内容の評価方法

提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、別添資料「落札者決定基準」に示す各項目の評価に応じ 70 点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。

- (2) 落札者決定基準に記載されていない評価内容は評価の対象としない。
- (3) 入札価格の評価方法

入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、以下のとおりとする。

- ① 価格点＝低入札価格調査基準価格÷入札価格×30

（小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め）

※ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者については以下のとおりとする。

価格点＝入札価格÷低入札価格調査基準価格×30

(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

※ 入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者とししない。

※ 低入札価格調査基準価格とは、「佐賀県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領」(平成23年2月10日施行)に規定する基準価格である。

21 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提出書類等について評価を行う。

イ 評価に当たっては、100点の範囲内で配点を行い、20(1)及び(3)で算出された品質評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

ウ 品質評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、品質評価点が最も高い者を落札者とする。また、品質評価点及び価格点の合計点数が同じで品質評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。

エ 上記ア～ウにより落札者となるべき者の当該入札価格が、低入札価格調査事務処理要領により基準価格に満たない金額である場合は、同要領に基づく調査、審査のため、事情聴取や調査資料の提出に協力すること。審査の結果、その者を落札者とししないことがある。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項)

オ 審査結果の通知及び通知方法は以下のとおり

通知予定日 令和8年8月28日(金)

通知方法 すべての入札書提出者の得点を一覧表にし、すべての入札書提出者に書面により通知する。

(2) 「佐賀県庁新館等清掃業務委託」を落札した場合は、「佐賀県庁旧館等清掃業務委託」の入札参加資格を喪失するものとする。

(3) 「佐賀県庁新館等清掃業務委託」及び「佐賀県庁旧館等清掃業務委託」の入札において、どちらも低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合においては、「佐賀県庁新館等清掃業務委託」から調査をし、落札者を決定するものとする。

22 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 4で提出された個人情報、入札参加資格の審査のために使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはない。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(4) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

(5) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。